

3 水質汚濁の概要

(1) 概況

水質規制の概要

河川などの公共用水域に係る水質汚濁については、36項目の環境基準が設けられている（詳細は「水質汚濁に係る環境基準」で述べる）。これらの環境基準は、河川等の実態に応じて定められた「類型」ごとに、達成することが望ましい基準として適用される。本市においては、東端を南北に流れる相模川が、下流で飲料水として取水されていることなどから、河川A類型となっている。また、平成17年3月には、相模川の西を流れる支川の中津川も河川A類型に指定された。

水質規制に関しては、市内を流れる河川のほとんどが河川A類型の相模川へ流入し、市内でも河川水が農業や内水面漁業に利用されているため、工場・事業所からの排水には厳しい規制がかけられている。排水基準は、水質汚濁防止法のほか神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても定められており、これらの基準を満たしているかどうかを確認するために、事業所への立入調査及び排水調査を毎年実施している。

平成14年4月1日から本市が特例市となり、水質汚濁防止法の権限委譲がなされたことから、市内4河川の常時監視事務及び地下水質の監視事務が神奈川県から委譲された。このほかにも、市内を流れる中小河川や水路について、市独自に年4回の調査を実施している。

なお、事業所排水と比べて規制が緩やかな生活排水への対策として、市独自に補助金制度を設け、平成元年度から合併処理浄化槽の普及促進に努めている（「1 公害行政の概要」参照）。

水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月に出された環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」で示されている環境基準のうち、人の健康の保護に関する基準（健康項目）は、当初は鉛など9項目について定められていた。平成5年にトリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物など15項目が追加され、同時に有機燐が環境基準項目から削除された。さらに平成11年には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が追加され、ダイオキシン類対策特別措置法が制定された平成12年からは、ダイオキシン類についても環境基準が適用されることとなった。

一方、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）は、河川・湖沼・海域の3種類について10項目の基準値が定められており、その水域の「利用目的の適応性」に応じて類型が定められている。また、平成15年に新たに基準が設定された亜鉛は、その水域の「水生生物の生息状況の適応性」に応じて、順次類型が定められており、市内の河川では平成21年11月30日に相模川の類型指定が行われた。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に23項目の基準が定められ、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が、平成21年11月30日には塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンの3項目が追加された（資料編2、「2 水質汚濁に係る環境基準」参照）。

河川水質事故

水質事故とは、油や汚水・廃液等が河川や水路に流出し、水質汚濁が生じたり人や動植物に被害を生じたりすることを言う。水質事故が起こると、水生生物や農作物に被害が生じることがあるばかりか、相模川での上水の取水停止などの甚大な影響が生じることがある。

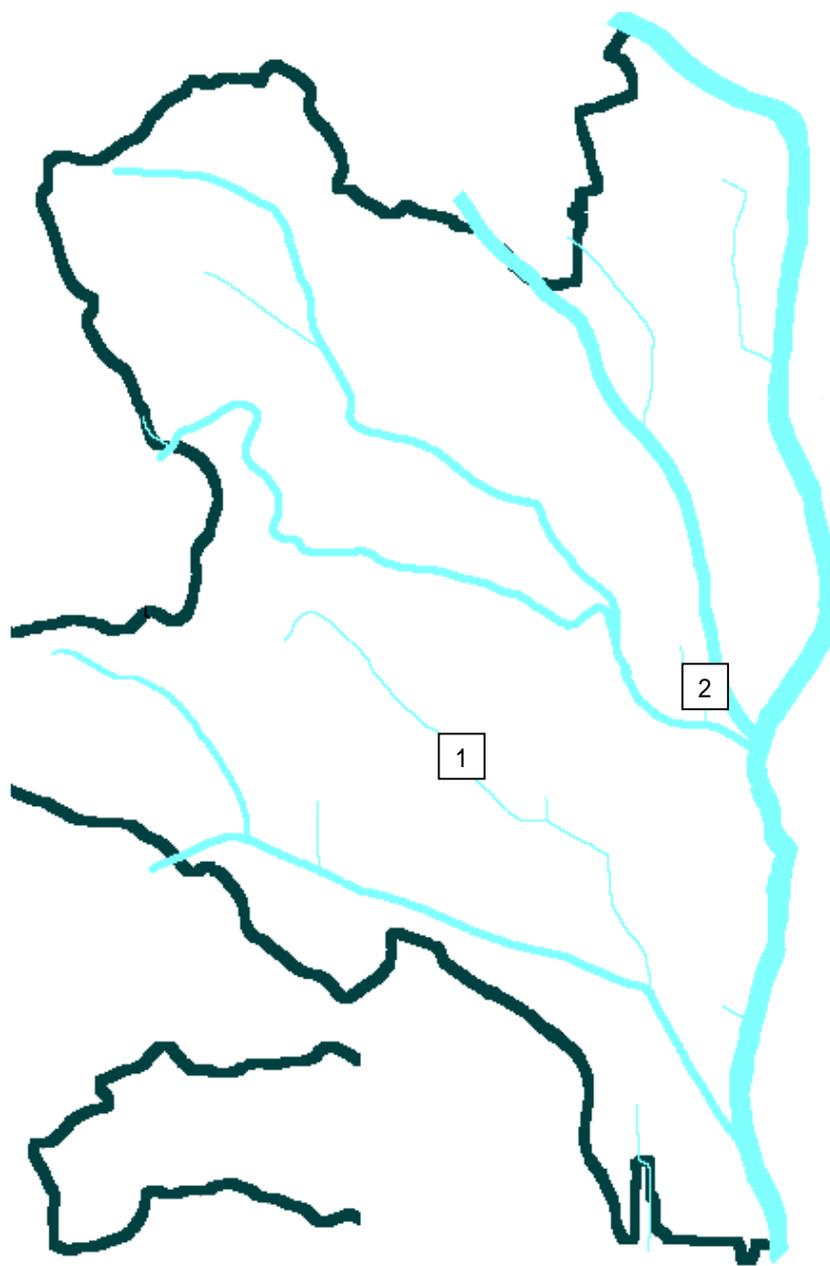
本市でも毎年数件の水質事故が発生しているが、ほとんどが一過性で、原因者が判明する事例は少ない。そのため、広報・ホームページへの掲載やパンフレットの配布等によって啓発を行っている。（「1 公害行政の概要」参照）

表 - 52) 平成 23 年度水質事故概要

No	発生日	河川名	事故区分	原因者	事故概要
1	11月14日	恩曾川	油浮遊	不明	温水付近の恩曾川で、川に油が流れているという通報。付近の排水管から流出している形跡は確認できたが、原因の特定には至らなかった。
2	2月4日	干無川	魚死亡	事業者	妻田東付近の干無川で魚が死んでいるとの通報。現地を確認したところコイ等が10匹以上死んでおり、調査をしたところ付近の事業所からコンクリートミルクが流出したことによるpHの上昇が原因であることが判明したため、原因者に対処させた。

表の No は、55 ページの図 - 34 の番号に対応

図 - 34) 平成 23 年度水質事故発生位置図



地図上の番号は、54 ページの表 - 52 の No に対応

(2) 河川水質調査

河川常時監視

平成 14 年度から厚木市が水質汚濁防止法の事務を取扱うこととなったため、同法第 15 条に基づき、相模川等 4 河川について毎月調査を実施している。

調査日 平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで

調査頻度 月毎に 1 日 (連続する 24 時間)、6 時間おきに 1 日 4 回

採水場所 No.1 相模川：昭和橋 (上依知 2924 番地東)
No.2 中津川：第一鮎津橋 (妻田東 1 丁目 5 番 4 号東)
No.3 小鮎川：第二鮎津橋 (妻田東 1 丁目 3 番 2 号南)
No.4 玉川：相川水位観測所 (酒井 2088 番 40 号南)
地点番号は、58 ページの図 - 35 の番号に対応

調査項目 健康項目 25 項目、生活環境項目 10 項目、特殊項目 7 項目、その他項目 5 項目、その他気象状況・河川状況等の 12 項目を含めた、全 60 項目 (詳細は資料編 3、3 - (1)(2)のとおり)

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125 ほか (平成 21 年度神奈川県公共用水域水質測定計画による)

調査結果概要及び河川概要

相模川 (さがみがわ) [一級河川]

相模川は、山梨県の山中湖を水源とし、桂川として山梨県を流下する。山梨県南部から神奈川県に入って相模川となり、ダム湖である相模湖・津久井湖へ流れ込む。本市の東端を南に流下し、市内で山際川・中津川・小鮎川・玉川の各河川と合流し、平塚市を経て馬入川として相模湾に流入する、延長約 113.0km の河川である。市内を流れる区間は約 16.4km であり、上水道、農業用水、レクリエーション等多方面に利用されている。特に、県民の水がめとして市内の相模大堰や下流の寒川取水堰で飲料水用として取水しているため、水質の保全が必要とされている。

相模川の調査は、上依知地内の 1 箇所 (昭和橋) で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を達成していた。

生活環境項目のうち、有機性汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量 (BOD) は、年平均値が 0.8mg/ であり、一般的に水質汚濁を評価する際に利用する 75% 値も 1.0mg/ と環境基準 (河川 A 類型 : 2mg/) を達成していた。

16 時台の測定で pH が高く、また、他の多くの河川と同様に、水温が高くなる夏に大腸菌群数が大きな値を記録する傾向があるほか、夏季に浮遊物質 (SS) が基準値を超過することがあった。これ以外の項目については基準を満足していた。

中津川（なかつがわ）[一級河川]

中津川は、丹沢山塊の藤熊川（布川）・タライゴヤ沢・唐沢川・本谷川・塩水川・早戸川等の集水を源としており、宮ヶ瀬湖から清川村・愛川町を経て厚木市に入る。関口地区で善明川が流入し、相模大橋の上流で相模川に合流する、延長約 32.8km の河川である。市内を流れる区間は約 7.4km であり、相模川支流の中では最も水量が豊富で水質も良好であるため、漁業や農業用水等に利用されている。中津川は平成 17 年 3 月に類型指定を受け、環境基準（河川 A 類型）が適用されるようになった。

中津川の調査は、妻田地内（第一鮎津橋・下流）で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を達成していた。

生活環境項目のうち、BOD の年平均値は 0.8mg/、75% 値は 1.0mg/ であり、環境基準を達成していた。大腸菌群数が夏季に基準を上回ることがあるが、これ以外の項目については良好な結果であった。

小鮎川（こあゆがわ）[一級河川]

小鮎川は、清川村の三峰山塊の沢と、谷太郎川・柿の木平川・法輪川の 3 河川を源とし、東に流下して厚木市に入る。市内では荻野川・干無川が合流し、相模大橋の上流で相模川へ流入する延長約 13.8km の河川である。市内を流れる区間は約 10.0km であり、主に農業用水に使用されている。公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見られることがある。

小鮎川の調査は、妻田地内（第二鮎津橋・下流）で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を達成していた。

生活環境項目のうち、BOD の年平均値は 1.0mg/、75% 値は 1.2mg/ であり、環境基準を達成していた。大腸菌群数は、1 年を通じて高い値を記録している。

（環境基準が設定されているのは相模川及び中津川のみであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、環境基準を目標値として測定値と比較している。以下同じ。）

玉川（たまがわ）[一級河川]

玉川は、厚木市の二の足沢・山の神沢を源とした七沢川と、大山東部から流れる日向川とが七沢地区の奨学橋付近で合流した河川である。市内ではさらに細田川・恩曾川が流入し、厚木市酒井と戸田の境界付近で相模川に合流する約 8.0km の河川である。主に農業用水として利用されるほか、観光地に近い憩いの場として親しまれている。小鮎川と同様に、公共下水道の処理区域外の地域を流下しており、有機性の水質汚濁が見られることがある。

玉川の調査は、酒井地内（相川水位観測所・下流）で実施している。

健康項目は、全ての測定で環境基準を達成していた。

生活環境項目のうち、BOD の年平均値は 1.6mg/、75% 値は 21.7mg/ であり、環境基準を達成していた。また、夏季に BOD が高くなるほか、大腸菌群数は全ての月で基準を超えていた。

図 - 35) 河川水質調査採水地点図



No	河川名	No	河川名	No	河川名
1	相模川	11	小鮎川中流 1	21	尼寺排水路
2	中津川	12	小鮎川中流 2	22	真弓川
3	小鮎川	13	恩曾川上流	23	干無川
4	玉川	14	恩曾川中流 1	24	善明川
5	中津川上流	15	恩曾川中流 2	25	山際川
6	荻野川上流	16	恩曾川下流	26	境田川
7	荻野川中流 1	17	玉川上流	27	華巖排水路
8	荻野川中流 2	18	玉川中流 1	28	笠張川
9	荻野川下流	19	玉川中流 2		
10	小鮎川上流	20	細田川		

1 ~ 4 は常時監視調査地点

5 ~ 28 は市内河川調査地点

市内河川水質調査

本市では、市内を流れる中小河川や水路、常時監視対象河川の測定点以外の流域について、市独自の水質調査を行っている。

平成 23 年度は、相模川以外の一級河川、恩曾川等の準用河川、その他 8 箇所の都市下水路等について、年 4 回の水質調査を実施した。

調査日	第 1 回 (春季)	平成 23 年 5 月 9 日
	第 2 回 (夏季)	平成 23 年 8 月 15 日
	第 3 回 (秋季)	平成 23 年 11 月 2 日
	第 4 回 (冬季)	平成 24 年 2 月 13 日

採水場所 次に掲げる 14 河川 24 箇所

No	調査箇所名	種類	採水地点名	採水場所	流入河川名
5	中津川上流	一級河川	松羅公園北	三田 3198 北	相模川
6	荻野川上流	一級河川	横林橋	上荻野 5755 東	小鮎川
7	荻野川中流 1	一級河川	権現堂橋	中荻野 929 北	小鮎川
8	荻野川中流 2	一級河川	十二天橋	及川 912-1 東	小鮎川
9	荻野川下流	一級河川	小鮎川合流前	妻田西 2-22-52 西	小鮎川
10	小鮎川上流	一級河川	相模華巖橋	飯山 5747-2 東	相模川
11	小鮎川中流 1	一級河川	久保橋	飯山 4265 北	相模川
12	小鮎川中流 2	一級河川	小鮎橋	飯山 860-1 北	相模川
13	恩曾川上流	準用河川	上古沢地内	上古沢 1711 南	玉川
14	恩曾川中流 1	準用河川	高坪堰	温水 1726 東	玉川
15	恩曾川中流 2	準用河川	地藏橋親水広場	温水 570 西	玉川
16	恩曾川下流	準用河川	新八木間橋	酒井 3070 西	玉川
17	玉川上流	一級河川	奨学橋	七沢 163 南	相模川
18	玉川中流 1	一級河川	川久保橋	長谷 840 南	相模川
19	玉川中流 2	一級河川	八木間橋	酒井 3026 東	相模川
20	細田川	一級河川	玉川合流前	小野 2227 南	玉川
21	尼寺排水路	都市下水路	恩曾川合流前	恩名 1522-1 南	玉川
22	真弓川	水路	荻野川合流前	上荻野 6104 北	荻野川
23	干無川	都市下水路	小鮎川合流前	妻田東 1-2-26 東	小鮎川
24	善明川	準用河川	長坂青少年広場南	関口字西河原地内	中津川
25	山際川	準用河川	相模川合流前	関口字棧敷地内	相模川
26	境田川	都市下水路	相模川合流前	岡田 5 丁目地内	相模川
27	華巖排水路	水路	小鮎川合流前	飯山 5779-2 南	小鮎川
28	笠張川	雨水幹線	下津古久地内	下津古久 279-1 東	金目川

地点番号は、58 ページの図 - 35 の番号に対応

調査項目 健康項目 25 項目、生活環境項目 10 項目、特殊項目 6 項目、その他項目 3 項目、その他気象状況・河川状況等の 12 項目を含めた、計 56 項目について調査を実施した。(詳細は資料編 3、3 - (1)(3)のとおり)

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125 ほか

調査結果概要及び河川概要

中津川 [一級河川]

中津川の調査は、三田地内(松羅公園北・上流)で実施した。健康項目は、すべて環境基準を達成していた。生活環境項目は、大腸菌群数が夏にやや高くなる傾向はあるが、下流で行っている常時監視の結果とあわせて考えても、中津川は清澄な川であるといえる。

小鮎川 [一級河川]

小鮎川の調査は、飯山地内の相模華巖橋(上流)、久保橋(中流 1)及び及川地内の小鮎橋(中流 2)の 3 地点で実施した。健康項目の調査は上流でのみ実施したが、環境基準を達成しており、下流で行っている常時監視の結果とあわせて良好な結果であった。生活環境項目のうち大腸菌群数は、全ての地点で環境基準を超過したほか、流量の減少する冬季においては下流域で BOD が環境基準を超過することがあった。

(環境基準は相模川及び中津川のみを設定されているものであるが、本市の河川の多くは相模川に流入しているため、環境基準を目標値として測定値と比較している。以下同じ。)

荻野川(おぎのがわ)[一級河川]

荻野川は、本市と清川村の境にある経ヶ岳付近が源であり、岩倉沢・真弓川を合流しながら南東へ流下し、林地区で小鮎川に流入する延長約 8.9km の河川である。農業用水に利用されているが、上流は水量が少なく、特に冬季は枯れた状態となる。

荻野川についての調査は、上荻野地内(横林橋・上流)、中荻野地内(権現堂橋・中流 1)、及川地内(十二天橋・中流 2)、妻田西地内(小鮎川合流前・下流)の 4 箇所で行った。健康項目の調査は上流と下流で行っており、いずれも環境基準を下回る良好な結果であった。生活環境項目は、流域全体として大腸菌群数が基準を超えることが多かった。

恩曾川(おんぞがわ)[準用河川]

恩曾川は、厚木市上古沢の白山付近を水源とする野竹沢・市道川が合流した河川である。市内を南東へ流下し、酒井地区で玉川に流入する延長約 7.2km の準用河川である。中流部は、農業用水として利用されている。平成 3 年度から、相模川の水が神奈川県相模川西部用水右岸幹線によって温水地内に供給されるようになり、水田耕作期間には水量が増加する。流域の公共下水道が普及し、以前に比べると水質が改善されている。

恩曾川についての調査は、上古沢地内(上流)、温水地内の高坪堰(中流 1)及び地蔵

橋親水広場（中流 2）、酒井地内（新八木間橋・下流）の 4 箇所を実施した。健康項目の調査は下流で実施し、環境基準を達成していた。生活環境項目は、大腸菌群数が全ての地点で環境基準を超えたほか、中流域の BOD が高いという特徴がある。

玉川〔一級河川〕

玉川についての調査は、七沢地内（奨学橋・上流）、長谷地内（川久保橋・中流 1）、酒井地内（八木間橋・中流 2）の 3 地点で実施した。本調査では健康項目の測定を行っていないが、常時監視（下流）の結果では環境基準を達成していた。生活環境項目は、大腸菌群数が全ての地点で基準を超えていた。

細田川（ほそだがわ）〔一級河川〕

細田川は、若宮公園（森の里地区）の中央部を南北に貫通し、小野地区で玉川に流入する延長約 1.0km の河川である。森の里地区が開発される以前は地区中央の谷を流れる普通河川であったが、公共下水道事業として整備され、開発区域内の雨水が流入する一級河川となった。

健康項目は環境基準を達成していた。生活環境項目は、pH 及び大腸菌群数が年間を通じて高かったほか、流量の減少する冬季には BOD も高くなる傾向が見られた。

尼寺排水路（あまでらはいすいろ）〔都市下水路〕

尼寺排水路は、緑ヶ丘 5 丁目北西端から南東に流下し、恩名地区で恩曾川に流入する延長約 1.6km の都市下水路である。以前は工場排水が流入していたが、現在工場排水は大部分が公共下水道に排除されており、尼寺工業団地の雨水と一般家庭等の雑排水が流れている。

健康項目は、環境基準を達成していた。生活環境項目は、BOD 及び大腸菌群数が年間を通じて高い状況である。平常時の水量が極めて少なく、流速もあまりないことから、有機性の要因で水質が悪化しやすい傾向にある。

真弓川（まゆみがわ）〔水路〕

真弓川は、上荻野字真弓付近を源とし、南東に流下して上荻野地区で荻野川に流入する延長 2.3km の水路である。

大腸菌群数が環境基準を超えたほかは、全体的に良好な結果であった。

干無川（ひなしがわ）〔水路〕

干無川は、三田字屋際付近を源とし、南に流下して妻田南 1 丁目で小鮎川に合流する延長約 2.3km の都市下水路である。

健康項目の調査は行っていない。生活環境項目では、pH 及び大腸菌群数が年間を通じて高かったが、それ以外は良好な結果であった。

善明川（ぜんみょうがわ）〔準用河川〕

善明川は、愛川町中津から厚木市柵沢を経て、関口地区で中津川に流入する延長約

2.4km の河川である。愛川町坂本で中津川から農業用水として取水されるため、毎年 4 月上旬から 9 月末までは水量が増加する。

健康項目は、全て環境基準を達成していた。生活環境項目は、大腸菌群数が環境基準を超えていたが、それ以外は全体的に良好な結果であった。

境田川（さかいだがわ）[公共下水道雨水路]

公共下水道相模川右岸水系第 6 排水区の、第 1 号幹線及び第 2 号幹線を境田川と称している。第 1 号幹線は厚木市岡田 3 丁目から相模川までの約 1km の水路、第 2 号幹線は岡田 4 丁目から 5 丁目までの約 1.2km の水路で、都市下水道としての側面をもち、一部の事業所排水も流入する。

健康項目は、全て環境基準を達成していた。生活環境項目は、昨年度に引き続き、pH、大腸菌群数が高い結果であった。

華厳排水路（けごんはいすいろ）[水路]

華厳排水路は、清川村煤ヶ谷を源とし、南東に流下して飯山地区で小鮎川に流入する約 1km の砂防水路である。以前は畜産排水が放流されていたが、現在は菓子製造工場の排水が放流されている。

大腸菌群数が一年を通じて環境基準を超えている以外は、全体的に良好な結果であった。

山際川（やまぎわがわ）[準用河川]

山際川は、愛川町の中津原台地東側の裾野を源とし、関口地区で相模川に流入する延長約 2.0km の河川である。毎年 5 月から 10 月までは、相模川の小沢頭首工から取水される農業用水により水量が増加する。公共下水道の普及により、内陸工業団地からの工場排水が流入しなくなったため、頭首工からの取水が止まる冬季は水量が極端に減少する。

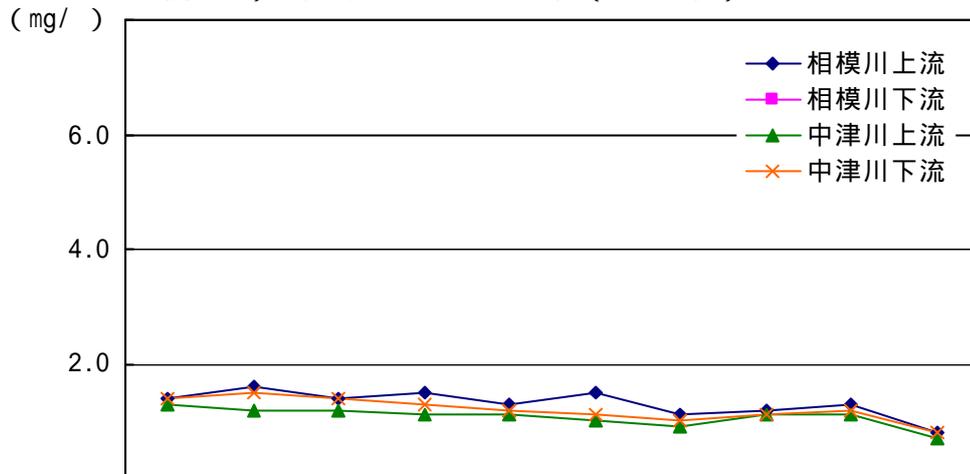
山際川の調査は、春季と夏季の 2 回実施している。夏季は健康項目の測定も実施し、全て環境基準を達成していた。生活環境項目は、大腸菌群数が環境基準を超えているが、それ以外は全体的に良好な結果であった。

笠張川（かさはりがわ）[公共下水道雨水路]

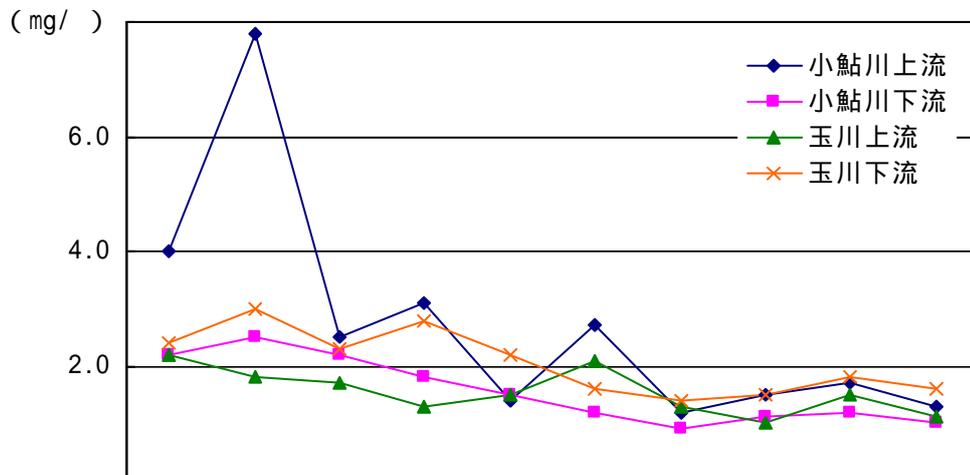
笠張川は、小野地区の竹の内堰で取水された玉川の水が、農業用水路・都市下水道・公共下水道雨水幹線とその役割を変え、平塚市大神地区で歌川（金目川水系）に流入する水路で、厚木市上落合から下流の公共下水道雨水幹線部分約 1.8km を示す。本市で調査を行っている河川・水路の中で、唯一相模川以外の河川に流入する河川である。この河川が合流する金目川（下流）水系は、河川類型上 C 類型にあたり、基準としては相模川等の A 類型に比較して緩いが、他の市内河川との比較を容易にするため、A 類型の基準と比較している。

健康項目は環境基準を達成していた。生活環境項目は、BOD 及び大腸菌群数が環境基準を超えていたが、それ以外は全体的に良好な結果であった。

図 - 36) 主要河川の BOD 経年変化 (年平均値)



年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
相模川上流	1.4	1.6	1.4	1.5	1.3	1.5	1.1	1.2	1.3	0.8
相模川下流										
中津川上流	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	0.7
中津川下流	1.4	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	1.2	0.8



年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小鮎川上流	4.0	7.8	2.5	3.1	1.4	2.7	1.2	1.5	1.7	1.3
小鮎川下流	2.2	2.5	2.2	1.8	1.5	1.2	0.9	1.1	1.2	1.0
玉川上流	2.2	1.8	1.7	1.3	1.5	2.1	1.3	1.0	1.5	1.1
玉川下流	2.4	3.0	2.3	2.8	2.2	1.6	1.4	1.5	1.8	1.6

小鮎川連続水質調査

秋から冬の渇水期の朝方に、小鮎川が濁っていることがあるという情報を受け、夜間から早朝における水質調査を実施した。

調査日 平成 24 年 2 月 28 日（火） 午後 7 時から
平成 24 年 2 月 29 日（水） 午前 7 時まで

採水地点 No.1 相模華厳橋（飯山 5747 番地 2 東）
No.2 尾台橋（飯山 5234 番地南）
No.3 田野崎橋（飯山 5411 番地南）

地点番号は、66 ページの図 - 37 の番号に対応

採水頻度 午後 7 時から 1 時間毎に、各地点で 13 回ずつ採水した。

調査項目 気温、水温、色相、透視度、臭気、外観、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、pH、BOD、COD、SS、DO、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、りん酸態りん

調査方法 JIS K 0102 工場排水試験法ほか

調査結果 調査結果は、表 - 54 のとおりである。（詳細は、資料編 3、3 - (5)参照）
BOD の濃度推移をみると、調査地点の最上流にある相模華厳橋においては、22 時から上昇を始め、4 時に最大値 6.0mg/ となり、6 時には低下する傾向が見られた。

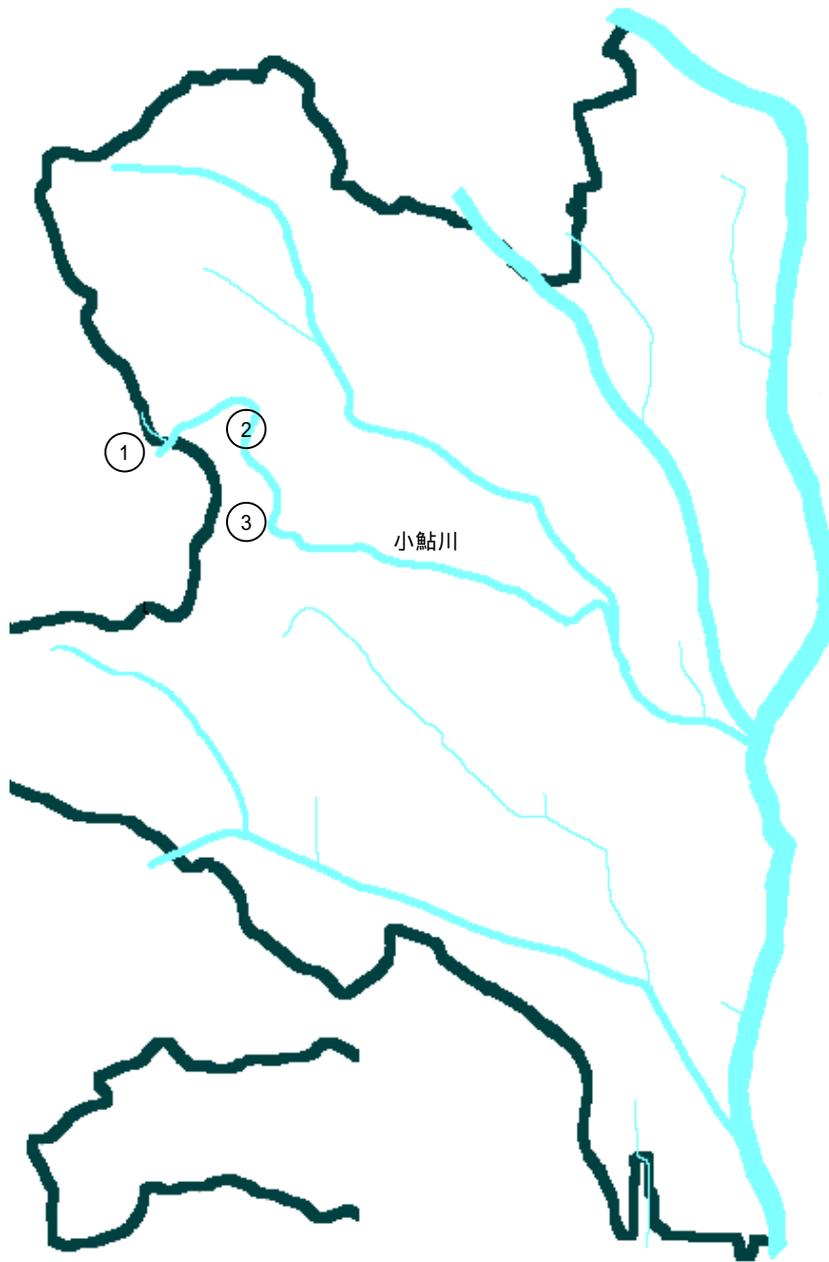
また、下流に当たる田野崎橋及び尾台橋では、相模華厳橋より遅れて 1 ~ 2 時間後に上昇及び最大値を確認できた。

濁りの原因となる SS についても、相模華厳橋では BOD の上昇とほぼ連動して高くなる傾向が見受けられ、尾台橋・田野崎橋においても同様の傾向が見られた。

大腸菌群数においては、相模華厳橋においては大きな変化はなかったが尾台橋・田野崎橋においては深夜から明け方にかけて上昇する傾向が見受けられた。

調査の結果、相模華厳橋の濃度上昇に関しては、その上流に原因があることになる。しかし、下流の 2 地点については、大腸菌群数において上流に比べ高い値が観測されることから、厚木市区域内でのし尿排水の混濁など、それ以外に複数の原因があることが考えられる。また、平成 22 年度と比較すると、BOD、COD、SS のほか、窒素量等が全体的に上昇しており、引き続き水質の監視が必要である。

図 - 37) 小鮎川連続水質調査地点図



No	河川名	採水地点名	採水場所
1	小鮎川	相模華巖橋	飯山 5747 番地 2 東
2		尾台橋	飯山 5234 番地南
3		田野崎橋	飯山 5411 番地南

表 - 54) 小鮎川連続調査結果 (平均値)

調査項目	単位	No.1 相模華巖橋 (飯山 5747 番地 2 東)	No.2 尾台橋 (飯山 5234 番地南)	No.3 田野崎橋 (飯山 5411 番地南)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/	1.5	1.6
水素イオン濃度 (pH)		7.8	7.8	7.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/	3.7	3.4	2.9
化学的酸素要求量 (COD)	mg/	5.4	4.6	4.5
浮遊物質 (SS)	mg/	11.5	9.9	9.1
溶存酸素量 (DO)	mg/	12.1	12.0	12.0
n-ヘキサン抽出物質含有量	mg/	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
大腸菌群数	MPN/100m	2,000	4,000	3,600
全窒素	mg/	2.4	1.9	2.2
全りん	mg/	0.39	0.26	0.31
アンモニア性窒素	mg/	0.11	0.11	0.08
りん酸態りん	mg/	0.18	0.17	0.16

地点 No は、65 ページの図 - 36 の番号に対応

(3) 工場排水調査

本市の工場・事業場から公共用水域に排出される排水は、そのほとんどが近くの水路等を経て相模川に流入する。相模川では、相模大堰や寒川取水堰で上水道水として河川水を取水しているため、工場・事業場の排水に対しては水質汚濁防止法（以下、水濁法）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）によって、厳しい規制がかけられている。

平成 14 年度に本市が水濁法上の政令市となったことから、従来の県条例に基づく立入調査に加え、同法に基づく工場等への立入調査を実施し、工場・事業場排水の監視と指導を行っている。

工場排水調査（1 回目）

調査期間 平成 23 年 10 月 28 日～11 月 4 日

対象工場等 県条例の指定事業所や水濁法の特定事業場のうち、排水量の多い工場・事業所及び有害物質を使用している等、環境への影響が大きいと考えられる工場・事業所

調査工場等数 10 社（12 箇所）の排水系統）

調査 No	所在地	事業所区分		採水箇所数
A	上依知	県条例	既設	1
B・C	上荻野	県条例	新設	2
D	七沢	県条例	既設	1
E・F	七沢	県条例	既設	2
G	酒井	県条例	既設	1
H	下荻野	県条例	既設	1
I	中荻野	県条例	既設	1
J	上依知	県条例	新設	1
K	三田	水濁法	畜舎	1

調査項目 カドミウム、鉛など、水濁法及び県条例で排水許容限度の定められている 37 項目（詳細は資料編 3、3 - (6)のとおり）

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125 ほか

排水基準違反工場数 1 社 1 系統

違反項目 2 項目（BOD、COD）

調査結果 表 - 55 のとおり、調査を行った 37 項目 242 検体のうち、2 項目 2 検体で基準超過があったが、特定有害物質の基準超過はなかった。違反事業所に対しては、超過状況を改善するよう指導を行っている。

表 - 55) 工場排水調査結果 (1 回目 ; 基準超過項目)

調査 No	項目	調査結果	基準値	事業所区分	
J	BOD	21mg/	15mg/	県条例	新設
J	COD	23mg/	15mg/		

工場排水調査（2回目）

調査期間 平成24年2月24日～3月1日

対象工場等 1回目の調査で排水基準を超過していた工場・事業所及び環境への影響
 が大きいと考えられる工場・事業所

調査工場等数 2社（3箇所の排水系統）

調査 No.	所在地	事業所区分		採水箇所数
		県条例	新設	
A・B	上荻野	県条例	新設	2
C	酒井	県条例	既設	1
D	上依知	県条例	新設	1

調査項目 カドミウム、鉛など、水濁法及び県条例で排水許容限度の定められてい
 る34項目（詳細は資料編3、3-(7)のとおり）

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125 ほか

排水基準違反工場数 2社3系統

違反項目 2項目（COD、BOD）

調査結果 表-56のとおり、調査を行った34項目109検体のうち、2項目4検体
 で基準超過があった。違反事業所に対しては、超過状況を改善するよう指
 導を行っている。

表-56) 工場排水調査結果（2回目；基準超過項目）

調査 No	項目	調査結果	基準値	事業所区分	
				県条例	新設
A	COD	16mg/	15mg/	県条例	新設
B	COD	16mg/	15mg/		
D	BOD	59mg/	15mg/		
	COD	34mg/	15mg/		

(4) 地下水水質調査

環境監視調査（測定計画調査）

平成 14 年度に本市が水質汚濁防止法の政令市となり、それまで神奈川県が行っていた環境監視事務が委譲された。このうち、地下水については、法第 16 条の規定により神奈川県が定めた「地下水質測定計画」に基づいて、水質の環境監視調査を行っている。

調査期間 平成 23 年 10 月 21 日、26 日、27 日

採水場所 事業所及び個人宅井戸 24 地点

分類	地点番号	地区	分類	地点番号	地区
定点	57	金田	メッシュ	1216	長谷
	58	旭町		1225	小野
	59	戸室		1226	長谷
	60	小野		1236	温水西
	61	戸田		1245	下古沢
	62	戸田		1246	飯山
継続監視	101	戸室		1255	飯山
	102	上古沢		1265	飯山
	103	上依知		1266	飯山
	104	旭町		1276	下荻野
	105	戸田		1277	下荻野
	106	下津古久			
メッシュ	1215	岡津古久			

地点 No は、76 ページの図 - 38 の番号に対応
平成 22 年度から、世界測地系によるメッシュとなった。

- 調査分類
- ・ 定点：長期的な観点で測定を行う地点。毎年同じ場所について全項目測定する。
 - ・ 継続監視：過去に汚染が確認された地点。汚染項目について継続的な監視を行う。平成 20 年度以前の「定期モニタリング」と同じ。
 - ・ メッシュ：1km ごとに区切った範囲（メッシュ）の中で 1 地点選定し、毎年異なるメッシュで全項目の測定を行う。4 年間で市内の全メッシュを調査する。

調査項目 環境基準項目 25 項目、一般項目 5 項目及び天候・気温を含めた全 32 項目（詳細は資料編 3、3 - (8)のとおり）

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125 ほか（平成 21 年度神奈川県地下水質測定計画による）

調査結果概要 表 - 57 のとおり、調査した 24 地点のうち、6 地点 5 項目で環境基準を超過した。(詳細は資料編 3、3 - (9) のとおり)

表 - 57) 地下水環境基準超過項目

調査項目	超過地点数	最大濃度 [mg/]	環境基準 [mg/]
1,2-ジクロロエチレン	1	0.046	0.04
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	23	10
トリクロロエチレン	2	0.062	0.03
テトラクロロエチレン	1	0.025	0.01

汚染井戸周辺地区調査

環境監視調査で汚染が発見されたメッシュ 1225 及び 1266 について、追加調査を行った。

調査日 平成 24 年 2 月 22 日

(旭町地区地下水水質調査において実施)

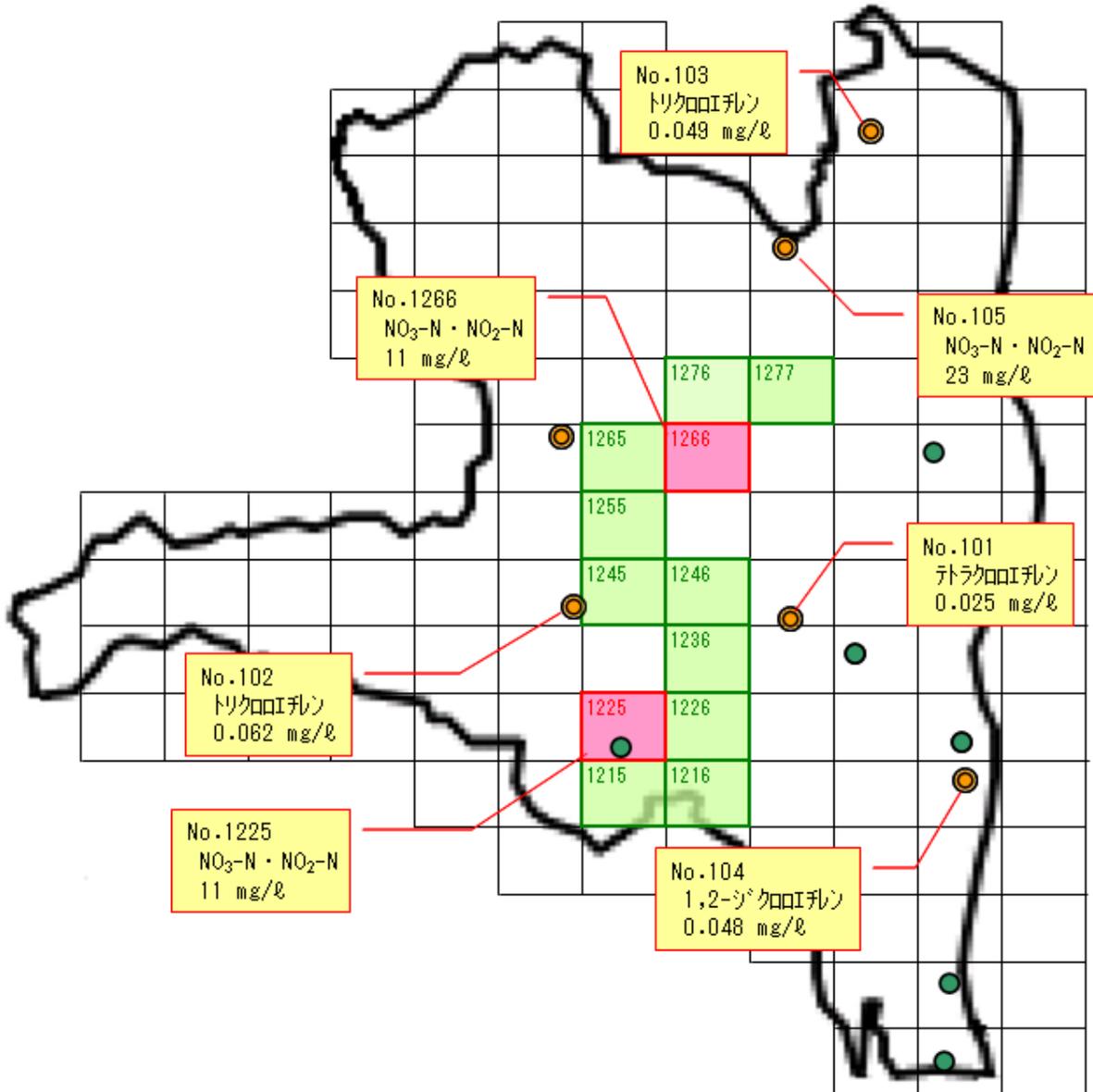
採水場所 環境監視調査におけるメッシュ 1225 及び 1266 の調査井戸

調査項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

調査方法 JIS K 0102 (平成 23 年度神奈川県地下水質測定計画による)

調査結果 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とも基準値以内であったが、一過性の改善の可能性もあるため平成 24 年度以降についても必要に応じて経過観察するものとする。(詳細は資料編 3、3 - (11) のとおり)

図 - 38) 地下水環境監視調査地点図



尼寺工業団地周辺地下水水質調査

平成7年に神奈川県が行った地下水調査の結果、尼寺工業団地（厚木市恩名）周辺の井戸から、環境基準を超えるトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが検出された。その後、神奈川県と協力して周辺地域の地下水水質調査を行って来たが、その都度この2物質が環境基準を超えて検出されている。

また平成15年3月には、工業団地内事業所の自主調査において、敷地内土壌に六価クロム、トリクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンによる汚染が確認された。

これらの経緯を受けて、平成15年度から周辺井戸におけるモニタリング調査を行っている。

調査日 第1回 平成23年 5月30日
第2回 平成23年 8月2日
第3回 平成23年 11月15日
第4回 平成24年 2月7日

採水場所 尼寺工業団地周辺の個人宅22箇所24検体(76ページの図-39のとおり)。ただし、地点によって調査回数は異なる。

調査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、六価クロム

調査方法 JIS K 0102、JIS K 0125

調査結果概要 表-59のとおり、調査した7地点10箇所の井戸のうち、3箇所でいずれかの項目が環境基準を超過していた。(詳細は資料編3、3-(10)のとおり)。

表-59) 尼寺工業団地周辺地下水水質調査結果

調査項目	超過地点数	最大濃度[mg/]	環境基準[mg/]
トリクロロエチレン	3	0.039	0.03
テトラクロロエチレン	2	0.019	0.01
六価クロム	0	0.02未満	0.05

同一の地点で複数の項目が基準を超過している場合がある

図 - 39) 尼寺工業団地周辺地下水水質調査地点図



4, 20, 24 の地点については 2 箇所の井戸を調査

旭町地区地下水水質調査

平成 13 年に厚木市旭町で見つかった地下水汚染について、周辺地域で環境基準を超過している井戸のモニタリング調査を、夏季・冬季の 2 回実施した。

調査期間 夏季 平成 23 年 7 月 26 日
冬季 平成 24 年 2 月 22 日

採水場所 旭町周辺の事業所及び個人宅井戸 7 箇所

地点番号	地区	分類	井戸種別
1	恩名	事業所	深井戸
2	恩名	事業所	深井戸
3	恩名	個人宅	浅井戸
4	恩名	個人宅	深井戸
6	緑ヶ丘	事業所	深井戸
8	岡田	個人宅	浅井戸
M1209	岡田	事業所	浅井戸

地点 No は、78 ページの図 - 40 の番号に対応
地点により調査回数は異なる

調査項目 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)、1,1,1-トリクロロエタン

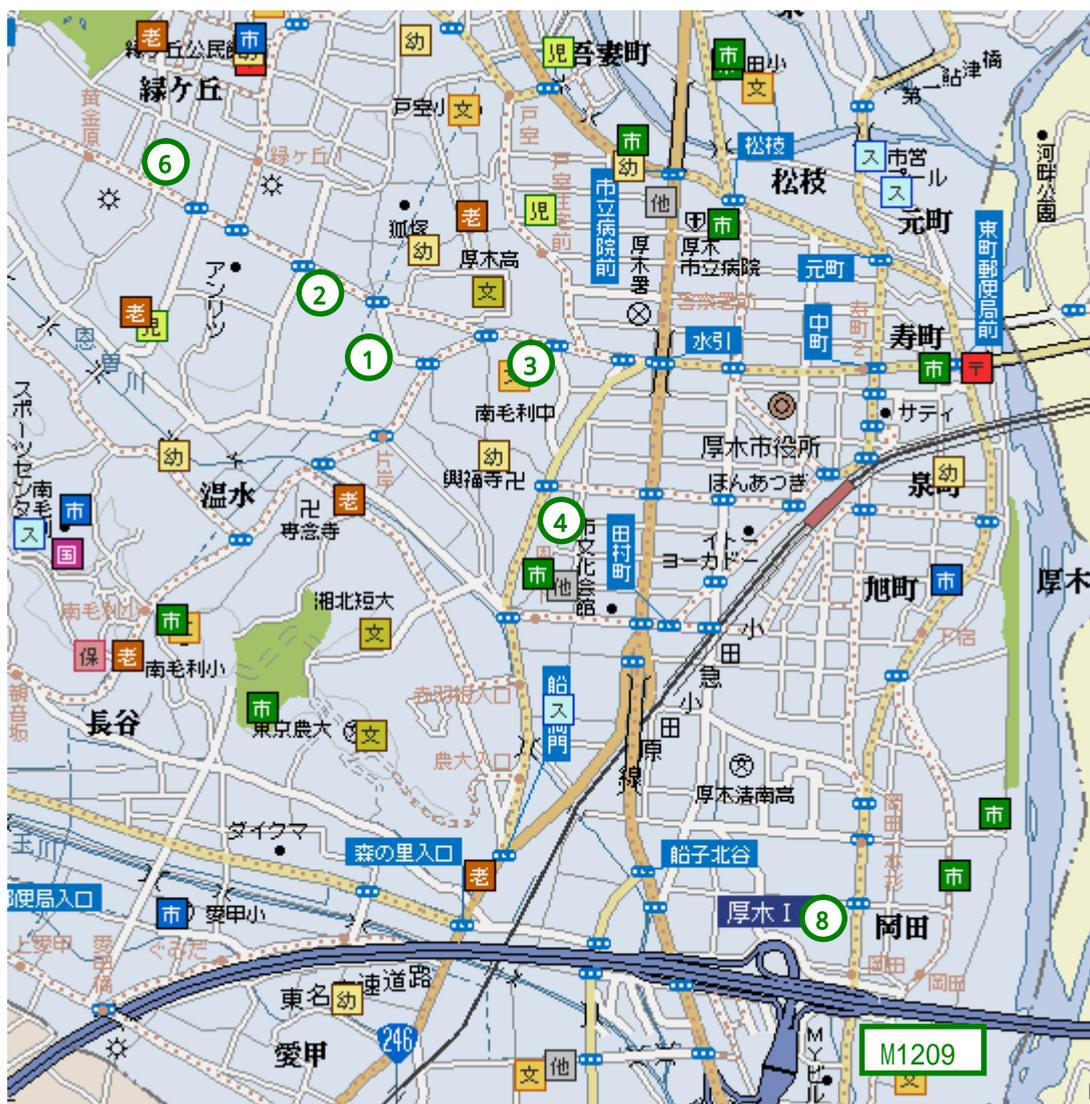
調査方法 JIS K 0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

調査結果概要 表 - 60 のとおり、全ての調査井戸について、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかが、環境基準を超過する状況が続いている。
(詳細は資料編 3、3 - (11) のとおり)

表 - 60) 旭町地区地下水水質調査委託

調査項目	超過地点数	最大濃度[mg/]	環境基準[mg/]
トリクロロエチレン	2	0.036	0.03
テトラクロロエチレン	3	0.061	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0	0.032	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	0	0.0010	1

図 - 40) 旭町地区地下水水質調査地点図



(5) ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類の水質環境基準は、平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法に基づいて設定され、平成 12 年 1 月 15 日から適用されている。また、平成 14 年 9 月 1 日からは、底質に係る環境基準が適用となった。

現在、ダイオキシン類については、神奈川県が河川等の水質・底質、土壌、地下水の環境調査を実施している。

県の公共用水域調査

平成 23 年度は、神奈川県が県内の河川・湖沼・海域について環境調査を実施した。厚木市内では、次のとおり河川の水質及び底質について調査が行われた。

調査日 平成 23 年 10 月 20 日、21 日
調査場所 市内 1 河川 1 箇所（表 - 61 のとおり）
調査結果 水質・底質ともに環境基準（水質：1pg-TEQ/、底質：150pg-TEQ/g）を達成していた。

県の土壌・地下水調査

土壌・地下水については、県域を約 3km のメッシュ（格子）に区切り、それぞれのメッシュの中で 1 地点を選定して調査が行われる。3 年間で県域全体を調査するため、3 年ごとに同一メッシュを調査することになる。

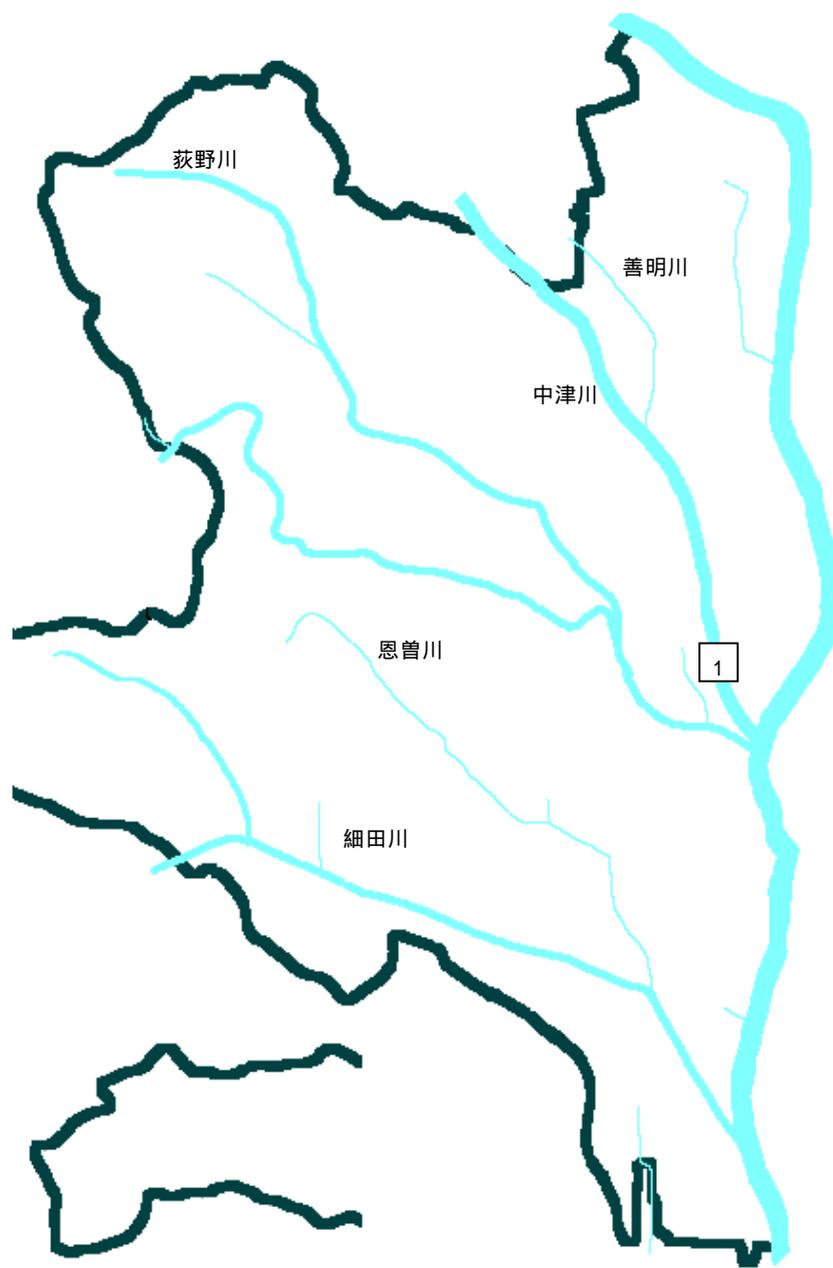
平成 23 年度は、藤沢・鎌倉を中心とした区域が調査対象地域となり、厚木市内での土壌及び地下水の調査は行われなかった。

表 - 61) ダイオキシン類調査結果（県実施）

No	河川名	調査地点名	水質[pg-TEQ/]	底質[pg-TEQ/g]
1	中津川	第 1 鮎津橋	0.053	0.24
県内平均			0.11	1.0
環境基準			1	150

地点 No は、82 ページの図 - 41 の番号に対応

図 - 41) ダイオキシン類環境調査地点図



No	河川名	調査地点名	調査実施機関
1	中津川	第1鮎津橋	神奈川県